

石川労働局発表
令和5年10月24日(火)

(照会先)

石川労働局労働基準部
監督課長 平山 和彦
主任監察監督官 河野 英俊
電話 076(265)4423

報道関係者 各位

令和4年の監督指導、司法処理状況等を公表します

～ 定期監督等を実施した事業場の77.1%で法違反 ～

石川労働局(局長 長嶋 政弘)では、管下の四つ(金沢・小松・七尾・穴水)の労働基準監督署が令和4年1月から同年12月までの1年間に実施した定期監督等の監督指導、申告処理及び司法事件処理の状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 定期監督等の監督指導(*1)の状況

- ▶ 令和4年に実施した定期監督等の件数：1,578件(前年比251件(13.7%)減)
- ▶ うち労働基準関係法令違反が認められた件数：1,217件(違反率77.1%)

2 申告処理(*2)の状況

- ▶ 令和4年に新たに受理した申告の件数：239件(前年比64件(37.4%)増)
- ▶ 主な内容(1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上)
 - ・賃金不払に関するもの：202件
 - ・解雇に関するもの：33件
 - ・最低賃金に関するもの：19件

3 司法事件処理の状況

- ▶ 令和4年に金沢地方検察庁へ送検した事案の件数：7件(前年比3件(30%)減)
- ▶ 内訳
 - ・危険防止措置の不備による等労働安全衛生法違反：3件
 - ・長時間労働等による労働基準法違反：4件

このような状況を踏まえ、石川労働局及び管下四つの労働基準監督署では、引き続き、事業場に対する監督指導等を通じ、法令で定められた最低労働条件の履行確保を図るとともに、賃金不払等の申告事案については、迅速・的確に対応することとしています。

また、是正意欲が認められないなどの重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

(* 1) 「定期監督等の監督指導」とは、定期的に、又は労働災害の発生若しくは働く人などからの情報等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のことです。

(* 2) 「申告」とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場が労働基準法等に違反している旨を申し立てることです。申告を受けた労働基準監督署では、事業場を臨検又は事業主の出頭を求める等した上で違反の事実を確認し、是正を勧告するなどにより改善を図ります。

(参考資料)

1 定期監督等の監督指導の実施状況

(1) 定期監督等の監督指導の概要

県内の事業場に対して定期監督等の監督指導を合計1,578件実施しました。

令和4年は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るための指導、一般労働条件の履行確保に係る指導、労働災害が多発している業種に対する業態に応じた災害防止に係る指導、健康に有害な化学物質を使用する事業場に係る指導などを重点的に実施しました。

(2) 業種別の監督指導実施状況

主な業種別の監督指導実施状況は、製造業が475件(30.1%)、建設業が412件(26.1%)、運輸交通業58件(3.7%)、商業が296件(18.8%)、保健衛生業86件(5.4%)、接客娯楽業が82件(5.2%)などです。

(3) 主な法違反の状況

監督指導を実施した1,578件のうち、1,217件(77.1%)で、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係の法違反が認められました。

業種別では、接客娯楽業(92.7%)、製造業(83.8%)、運輸交通業(82.8%)、保健衛生業(80.2%)、商業(79.4%)などで違反率が高くなっています(表1)。

違反内容としては、違法な時間外労働や割増賃金の不払、年5日の年次有給休暇未取得、安全・衛生基準の不備・不履行に関するものが多くを占めています(表2)。

平成31年4月からすべての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日取得させることが義務付けられました。

表1 業種別の監督指導実施状況

主な業種	令和4年			令和3年
	監督件数	違反件数	違反率	違反率
製造業	475	398	83.8%	79.3%
建設業	412	268	65.0%	54.2%
運輸交通業	58	48	82.8%	73.7%
商業	296	235	79.4%	67.7%
保健衛生業 (病院・社会福祉施設など)	86	69	80.2%	86.7%
接客娯楽業 (旅館・飲食店など)	82	76	92.7%	79.8%

表2 主要違反の状況

労働条件に関する法違反の状況	違反件数 ()内は前年の違反率
<p>割増賃金（労働基準法第37条） 時間外・休日労働、深夜労働に対する割増賃金を支払っていないものであり、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）のほか、実績に応じ支払っているが、単価計算に誤りがあるものを含む。</p>	<p>348件 違反率 22.1%（18.8%）</p>
<p>時間外労働（労働基準法第32条） 1週40時間、1日8時間を原則とする法定の労働時間の枠組みが確保されていないものであり、労使協定届（いわゆる「36(サブロク)協定」）のない時間外労働や労使協定を超える時間外労働を含む。</p>	<p>306件 違反率 19.4%（17.8%）</p>
<p>労働条件の明示（労働基準法第15条） 労働者を雇い入れる際には、雇用期間、就業場所、労働時間、休日、賃金等の主要な労働条件を書面等で明示することとされているが、口頭によるもの、又は明示すべき事項が明示されていないもの。</p>	<p>230件 違反率 14.6%（9.0%）</p>
<p>年次有給休暇管理簿の作成及び保存 （労働基準法施行規則第24条の7） 年次有給休暇管理簿を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存していないこと。</p>	<p>230件 違反率 14.6%（8.4%）</p>
<p>年次有給休暇の時季指定（労働基準法第39条第7項） 法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、その日数のうち5日について1年以内に時季を指定して付与していないこと。</p>	<p>214件 違反率 13.6%（9.8%）</p>
<p>賃金台帳の作成（労働基準法第108条） 各事業場ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び労働時間数などを記入していないこと。</p>	<p>167件 違反率 10.6%（8.3%）</p>
<p>労働時間の状況の把握（労働安全衛生法第66条の8の3） 労働安全衛生法の規定による面接指導を実施するためにタイムカード等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握していないこと。</p>	<p>145件 違反率 9.2%（7.4%）</p>
<p>就業規則の作成・届出（労働基準法第89条） 常時10人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられている就業規則の作成を行わず、又は必要な変更を行っていないもの、また、所轄の労働基準監督署に届け出していないもの。</p>	<p>104件 違反率 6.6%（8.7%）</p>

労働安全衛生に関する法違反の状況	違反件数 ()内は前年の違反率
<p>健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (労働安全衛生法第66条の4) 健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴取していないもの。</p>	<p>360件 違反率 22.8% (21.6%)</p>
<p>安全基準の履行(労働安全衛生法第20条～第25条) 製造業におけるプレス機械や木材加工用機械、建設業における車両系建設機械に代表される機械・設備による危険、建設現場等の高所からの墜落・転落等の危険などに対する労働災害防止のために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>255件 違反率 16.2% (13.8%)</p>
<p>定期健康診断の実施等(労働安全衛生法第66条) 常時使用する労働者に、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していないもの。あるいは、有機溶剤等の有害物を取り扱う労働者に定期的に特殊健康診断を実施していないもの。</p>	<p>185件 違反率 11.7% (9.3%)</p>
<p>作業主任者の選任等(労働安全衛生法第14条) 労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、労働者の指揮等を行う作業主任者を選任等していないもの。</p>	<p>80件 違反率 5.1% (4.0%)</p>
<p>機械設備の定期自主検査の実施(労働安全衛生法第45条) プレス機械、フォークリフト、車両系建設機械などに必要な1年以内ごとに1回の法定事項に関する検査を実施していないもの。</p>	<p>79件 違反率 5.0% (4.9%)</p>
<p>衛生基準の履行(労働安全衛生法第20条～第25条) 粉じん、有機溶剤、特定化学物質など有害物を取り扱う作業等において健康障害を防止するために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。</p>	<p>78件 違反率 4.9% (5.0%)</p>

2 申告処理の状況

(1) 申告処理の概要

令和4年中に新たに労働者からの申立てを受けた申告は、239件でした(図1)。

申告の主な内容は、賃金不払に関するものが202件(84.5%)、解雇に関するものが33件(13.8%)、最低賃金に関するものが19件(7.9%)でした(1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。)(表3)。

(2) 申告処理件数の動向

業種別に見ると、接客娯楽業48件(20.1%)、商業41件(17.2%)、製造業28件(11.7%)、建設業26件(10.9%)、運輸交通業25件(10.5%)の順に多く、この5業種で申告処理全体の約7割以上を占めています。

図1 申告処理件数の推移

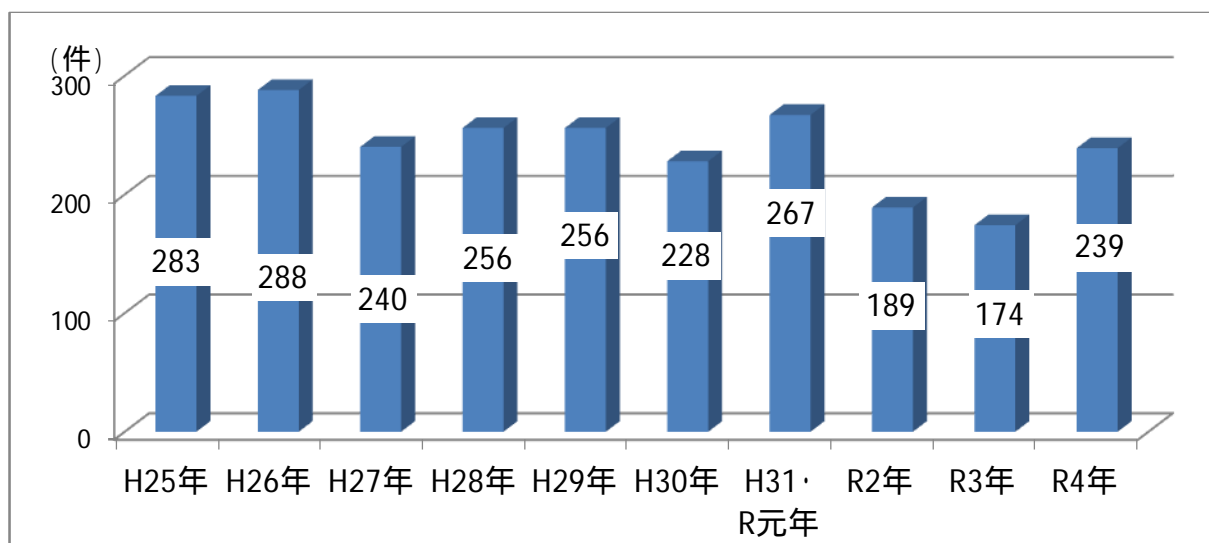


表3 主要申告事項別申告件数の推移

年	受理件数	主要申告事項			
		賃金不払	解雇	労働時間等	最低賃金
平成25年	283	249	41	12	15
平成26年	288	237	66	9	12
平成27年	240	199	48	6	12
平成28年	256	215	34	11	7
平成29年	256	209	42	9	16
平成30年	228	179	44	11	11
H31・R元年	267	216	44	7	26
令和2年	189	149	34	5	9
令和3年	174	143	27	9	9
令和4年	239	202	33	7	19

1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。

3 司法事件処理の状況

(1) 司法事件処理の概要

労働基準法及び労働安全衛生法違反で合計7件の司法事件を金沢地方検察庁(各支部及び各区検察庁)へ送検しました(図2)。

(2) 業種別、主要違反事項別の送検状況

業種別では、運輸交通業3件、製造業2件、採石業1件、建設業1件となっています。

また、主要違反事項別では、労働災害等を契機として明らかとなった危険防止措置の不備による労働安全衛生法違反が3件、定期賃金の不払いによる労働基準法違反が2件、違法な時間外労働による労働基準法違反が1件、解雇制限にかかる労働基準法違反が1件などとなっています(表4)。

(3) 送検件数の動向

送検件数は、年間10件前後で増減を繰り返しています。

図2 送検件数の推移(事業場数)

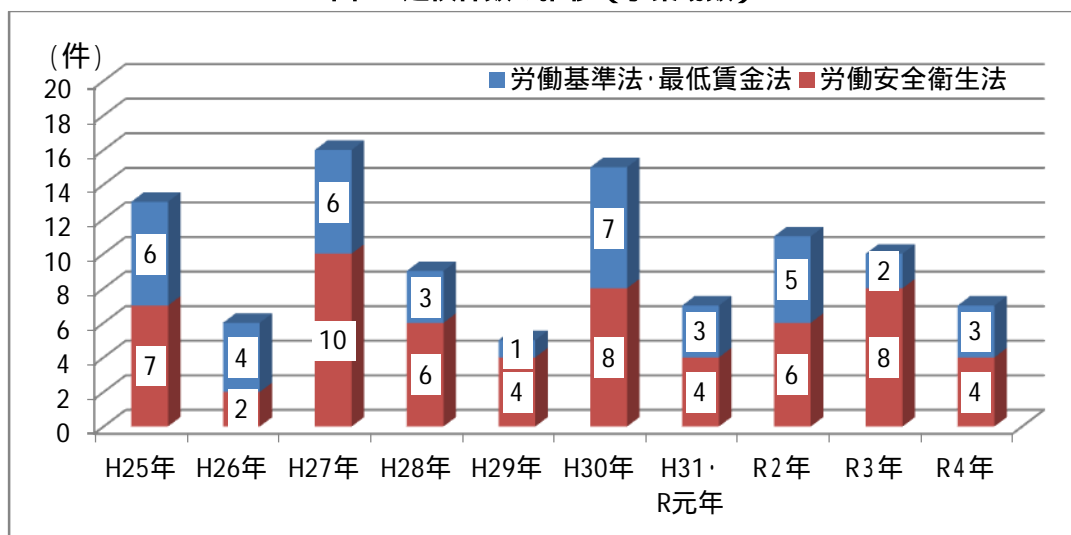


表4 主要違反事項の内訳

年	合計	労働基準法・最低賃金法			労働安全衛生法		
		賃金不払	労働時間	その他	災害防止	労災かくし	その他
平成25年	13	5(1)	1		4	2	1(作業主任者)
平成26年	6	4(1)			1	1	
平成27年	16	6(1)			9	1	
平成28年	9	2(1)	1		6		
平成29年	5	1(0)			4		
平成30年	15	3(1)	2	2(中間搾取)	5	1	2(石綿)
H31・R元年	7	3(0)			2	2	
令和2年	11	2(1)	3		4	2	
令和3年	10	0(0)	1	1(解雇)	4	4	
令和4年	7	2(0)	1	1(解雇)	3		

注1)送検事案ごとに主たる違反事項を計上したものの。

注2)賃金不払には、労働基準法第37条違反(割増賃金の不払)を含み、()に内数として表示。